

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當り
たるときは、翌日
の翌日)

◇ 告 示

目 次

- 保険医療機関の指定
- 保険医の登録
- 解除予定の保安林
- 土地改良事業の認可 (四件)
- 都市計画事業の認可
- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成 (三件)
- ◇ 選管告示
 - 昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨 (二件)
- ◇ 企業管理規程
 - 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する企業管理規程
 - 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

告 示

鳥取県告示第五十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
寺 岡 医 院	鳥取市吉岡温泉町字湯尻 三五の三	昭和五十二年一月一日
吉 田 医 院	鳥取市瓦町五〇三	"
荒川耳鼻咽喉科医院	米子市東福原御建通 八四一	" 八日
松田内科医院	倉吉市宮川町一九一	" 十四日
門脇産婦人科	倉吉市瀬崎町二七三八	" 十一日
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉町三丁目 一六六	" 一日
海賀歯科医院	西伯郡大山町国信字笠原 五三九の一五	"
遠藤歯科医院	日野郡江府町江尾 二〇五三	"

鳥取県告示第五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
古 町 典 子	鳥医第二、一三八号	昭和五十一年十二月二十三日

鳥取県告示第五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
辻 由 記 子	鳥歯第三四四号	昭和五十二年一月十四日
茅 野 正 利	鳥業第三四四号	十三日

鳥取県告示第五十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町北六丁目四四二、四四七、四四八、四五八
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第五十六号

岩美郡国府町大字町屋三九七番地二国府町果実農業協同組合から申請のあつた土地改良（広西地区農地造成）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十七号

大山町から申請のあつた町営土地改良（中高地区ほ場整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十八号

河原町から申請のあつた町営土地改良（神馬地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十九号

河原町から申請のあつた町営土地改良（前田地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業二―二―八富安東吉成線

三 事業施行期間

昭和五十二年一月二十八日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市富安地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第六十一号

勝部川水系に係る二級河川山田川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置い

て縦覧に供する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第六十二号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川 of 名称

勝部川水系に係る二級河川山田川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十二年一月二十八日

三 廃川敷地の位置

気高郡青谷町大字亀尻字走り出三二六一地先から同町同大字同字三二〇一―地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 九七三・八四平方メートル

鳥取県告示第六十三号

次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十

四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川 of 名称

天神川水系に係る一級河川黒谷川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十一年四月一日

三 廃川敷地の位置

(一) 東伯郡関金町大字山口字下黒谷二五一番地先

(二) 東伯郡関金町大字山口字下黒谷二二八番地先から同町同大字字黒谷口二六六番地二先まで

(三) 東伯郡関金町大字山口字小黒口一一〇番地二先から同町同大字同字一一三番地一先まで

(四) 東伯郡関金町大字山口字法大神八七番地四先から同町同大字字新助六番地二先まで

(五) 東伯郡関金町大字山口字新助五番地先から同町同大字同字一番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 八九七・三二平方メートル

(一) 七八・九二平方メートル

(二) 一〇一・二五平方メートル

- (三) 三三八・五四平方メートル
- (四) 一八八・一一平方メートル
- (五) 一九〇・五一平方メートル

鳥取県告示第六十四号

次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備えて置いて縦覧に供する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 河川の名称
天神川水系に係る一級河川矢送川
- 二 廃川敷地が生じた年月日
昭和五十一年四月一日
- 三 廃川敷地の位置
東伯郡関金町大字関金宿字三王河原八六〇番地先から同町同大字同字八六四番地一先まで
- 四 廃川敷地の種類及び数量
土地 九三四・八六平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 昭和51年12月5日執行 衆議院議員総選挙(鳥取県選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 9,008,700円

3 報告書の要旨

候補者名 山納責任者 氏名	古賀 信三	所属党派	無 所 属	期 間	12月6日から 12月24日 第2回分
氏名	古賀 哲彦				

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 1円
	家屋費 1円
	選挙事務所費 1円
	集合会場費 1円
	通信費 131,568円
	交通費 1円
	印刷費 1円
	広告費 1円
	文具費 1円
	食糧費 1円
	宿泊費 1円
	雑費 1円
その他の寄附 1円	
その他の収入 1円	
今回計 1円	今回計 131,568円
前回計 4,880,000円	前回計 4,657,009円
総計 4,880,000円	総計 4,788,577円

報告書受理年月日 昭和51年12月27日 第2回報告分

候補者名 山納責任者 氏名	島田 安夫	所属党派	自由民主党	期 間	11月15日から 1月5日まで 第2回分
氏名	杉 原 長 歳				

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 286,000円
	家屋費 1円
	選挙事務所費 1円
	集合会場費 1円
	通信費 182,169円
	交通費 283,100円
	印刷費 1円
	広告費 29,750円
	文具費 23,500円
	食糧費 10,700円
	宿泊費 55,000円
	雑費 1円
その他の寄附 24件 254,000円	
その他の収入 1円	
今回計 254,000円	今回計 870,219円
前回計 8,893,000円	前回計 5,130,061円
総計 9,147,000円	総計 6,000,280円

報告書受理年月日 昭和52年1月6日 第2回報告分

候補者氏名 出納責任者氏名	武部 文	所属党派 武部 スミ子	日本社会党	期間 10月18日から 12月20日まで 第2回分
------------------	------	----------------	-------	------------------------------------

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 150,000円
	家屋費 8,180円
	選挙事務所費 1円
	集会会場費 8,180円
	通信費 1円
	交通費 140,080円
	印刷費 1円
	広告費 41,105円
	文具費 26,570円
	食糧費 922円
	宿泊費 1円
	雑費 12,477円
その他の寄附 1円	
その他の収入 1円	
今回計 1円	今回計 379,284円
前回計 5,300,000円	前回計 4,369,276円
総計 5,300,000円	総計 4,748,510円

報告書受理年月日 昭和51年12月27日 第2回報告分

候補者氏名 出納責任者氏名	田中 大蔵	所属党派 保田 睦美	日本共産党	期間 11月5日から 12月21日まで 第2回分
------------------	-------	---------------	-------	-----------------------------------

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 1円
	家屋費 1円
	選挙事務所費 1円
	集会会場費 1円
	通信費 1円
	交通費 1円
	印刷費 1円
	広告費 1円
	文具費 1,800円
	食糧費 1円
	宿泊費 1,500円
	雑費 1円
その他の寄附 1件 3,300円	
その他の収入 1円	
今回計 3,300円	今回計 3,300円
前回計 3,177,344円	前回計 3,177,344円
総計 3,180,644円	総計 3,180,644円

報告書受理年月日 昭和51年12月25日 第2回報告分

候補者 氏名 出納責任者 氏名	徳安 実蔵 西 村 正 一	所属党派 自由民主党	期間 12月7日から 12月23日 第2回分
収入	主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	支出	
	その他の寄附 一円	人件費 一円	
	その他の収入 一円	家屋費 一円	
今回計 一円		選挙事務所費 一円	
前回計 8,360,000円		集会会場費 一円	
総計 8,360,000円		通信費 123,892円	
		交通費 一円	
		印刷費 一円	
		広告費 一円	
		文具費 一円	
		食糧費 一円	
		宿泊費 一円	
		雑費 一円	
		今回計 123,892円	
		前回計 4,958,399円	
		総計 5,082,291円	
報告書受理年月日	昭和51年12月23日	第2回報告分	

候補者 氏名 出納責任者 氏名	野坂 浩賢 山 本 磯 吉	所属党派 日本社会党	期間 昭和52年 1月13日から 第2回分
収入	主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附面) 円	支出	
	その他の寄附 一円	人件費 一円	
	その他の収入 一円	家屋費 一円	
今回計 一円		選挙事務所費 一円	
前回計 8,000,000円		集会会場費 一円	
総計 8,000,000円		通信費 108,512円	
		交通費 一円	
		印刷費 一円	
		広告費 一円	
		文具費 一円	
		食糧費 一円	
		宿泊費 一円	
		雑費 一円	
		今回計 108,512円	
		前回計 5,860,078円	
		総計 5,968,590円	
報告書受理年月日	昭和52年1月17日	第2回報告分	

候補者 氏名 出納責任者 氏名	古井 喜実 小林 喜夫	所属党派	自由民主党	期間	12月16日から 1月6日まで 第2回分
収入	主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円				
支出	人件費 一円 家屋費 一円 選挙事務所費 一円 集会会場費 一円 通信費 87,399円 交通費 一円 印刷費 一円 広告費 9,000円 文具費 一円 食糧費 一円 宿泊費 一円 雑費 一円				
その他の寄附	一円				
その他の収入	一円				
今回計	一円	今回計	96,399円		
前回計	10,121,500円	前回計	6,106,724円		
総計	10,121,500円	総計	6,203,123円		
報告書受理年月日	昭和52年2月8日		第2回報告分		

候補者 氏名 出納責任者 氏名	山崎 建治 安木 精一	所属党派	公明党	期間	12月21日から 12月24日まで 第2回分
収入	主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円				
支出	人件費 一円 家屋費 13,500円 選挙事務所費 13,500円 集会会場費 一円 通信費 12,227円 交通費 一円 印刷費 14,000円 広告費 一円 文具費 一円 食糧費 一円 宿泊費 一円 雑費 一円				
その他の寄附	一円				
その他の収入	一円				
今回計	一円	今回計	39,727円		
前回計	7,006,458円	前回計	3,676,256円		
総計	7,006,458円	総計	3,715,983円		
報告書受理年月日	昭和51年12月24日		第2回報告分		

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十一年十二月五日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十一年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和51年12月5日執行 衆議院議員総選挙(鳥取県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額 9,008,700円
- 3 報告書の要旨

候補者名	島田 安夫	所属党派	自由民主党	期間	昭和51年11月6日 から 昭和52年1月17日まで 第3回分
氏名	島田 安夫	住所	杉原長歳	出納責任者	氏名

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 290,000円
その他の寄附 一円	家屋費 一円
その他の収入 一円	選挙事務所費 一円
今回計 一円	集合会場費 一円
前回計 9,147,000円	通信費 137,424円
総計 9,147,000円	交通費 337,000円
	印刷費 一円
	広告費 一円
	文具費 一円
	食糧費 30,000円
	宿泊費 一円
	雑費 一円
	今回計 794,424円
	前回計 6,000,280円
	総計 6,794,704円

報告書受理年月日	昭和52年1月17日	第3回報告分
----------	------------	--------

企業管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（昭和三十九年三月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第三条関係）」に改め、同表第三号中「電気技師」の下に「現業主幹」を加える。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十二年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 一般職員及び現業職員の職務は、別表第一の職務の等級分類表により分類するものとする。

第四条を次のように改める。

（職務の等級）

第四条 一般職員及び現業職員の職務の等級は、別表第一の職務の等級分類表に基づき決定する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条、第四条関係）

職務の等級分類表

イ 一般職員

職務の等級	職 務
特一等級	局長の職務
一 等級	一 本局の次長の職務 二 困難な業務を所掌する事業所の長の職務
二 等級	一 本局の課長又は参事の職務 二 相当困難な業務を所掌する事業所の長の職務

一等級	特一等級	職務の等級	七等級	六等級	五等級	四等級	三等級
困難な業務を行う自動車整備士、運転士、保守員又は操作員の職務	現業主幹の職務	職 務	定型的な業務を行う主事、電気技師又は土木技師の職務	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、電気技師又は土木技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、電気技師又は土木技師の職務	一 係長又は主任の職務 二 事業所の次長の職務 三 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、電気技師又は土木技師の職務	一 本局の課長補佐の職務 二 事業所の所長又は困難な業務を処理する次長若しくは主幹の職務 三 困難な業務を分掌する係の長の職務 四 困難な業務を処理する主任の職務

口 現業職員

附則

三等級	二等級	一等級
運転士、保守員又は操作員の職務	二 相当困難な業務を行う運転士、保守員又は操作員の職務	一 自動車整備士の職務

- (施行期日等)
- この企業管理規程は、公布の日から施行する。
 - 改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。
 - 昭和五十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表の旧等級欄に掲げられている一般職員でその者の職の職務が同表の職務欄に掲げられているものの切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表の新等級欄に定める職務の等級とする。
 - 切替日からこの企業管理規程の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の企業職員の給与に関する規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた一般職員及びその属する職務の等級に異動のあつた一般職員のうち、当該適用又は異動の日（以下「異動日」という。）においてその者が属していた職務の等級（以下「異動日等級」という。）が附則別表の旧等級欄に掲げられている一般職員でその者の職の職務が同表の職務欄に掲げられているものに

については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「昭和五十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）とあるのは、「異動日等級」と、「切替日に」とあるのは「異動日に」と、「旧等級に」とあるのは「異動日等級に」と読み替えるものとする。

5 附則第三項に規定する一般職員で、切替期間において、改正後の規程別表第一のイの表の二等級の項に掲げる職務への異動をしたものの当該異動の日（以下「特定異動日」という。）における職務の等級は、二等級とする。

（特定の号給等の切替え等）

6 前三項の規定により職務の等級を決定される一般職員の切替日、異動日又は特定異動日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間等については、職員の給与に関する条例の一部を改正す条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号）附則第三項、第六項又は第七項に規定する職員の例による。

附則別表 職務の等級の切替表

旧等級	職務	新等級
特1等級	局長以外の職の職務	1等級
1等級	本局の次長及び西部事務所の 所長以外の職の職務	2等級
2等級	課長及び参事以外の職の職務	3等級